

前橋市地域公共交通計画の策定について

1 法改正の概要について（令和 2 年 11 月 27 日施行）

(1) 地域公共交通活性化再生法の改正について

<主な改正内容>

区 分	旧 法	新 法
地方公共団体が策定する計画	「地域公共交通網形成計画」 【策定することができる】	「地域公共交通計画」 【努力義務】
実施計画 ※国認定により補助制度などの特例措置	実施計画：再編実施計画 ○バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象	実施計画：利便増進実施計画 ○ネットワークの確保・充実に加え、 <u>ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的にとらえ改善や充実に取り組む</u>
国庫補助との連動	—	地域公共交通確保維持改善事業費補助との連動（計画に位置付けが必要）
実効性の確保	○可能な限り具体的な数値指標を明示 ○原則として計画期間の終了時、見直し時に達成状況进行评估	○定量的な目標の設定 ○毎年度の評価などの仕組みを制度化 ○定量的なデータに基づく PDCA の取組みを強化

(2) 独占禁止法特例法の施行について

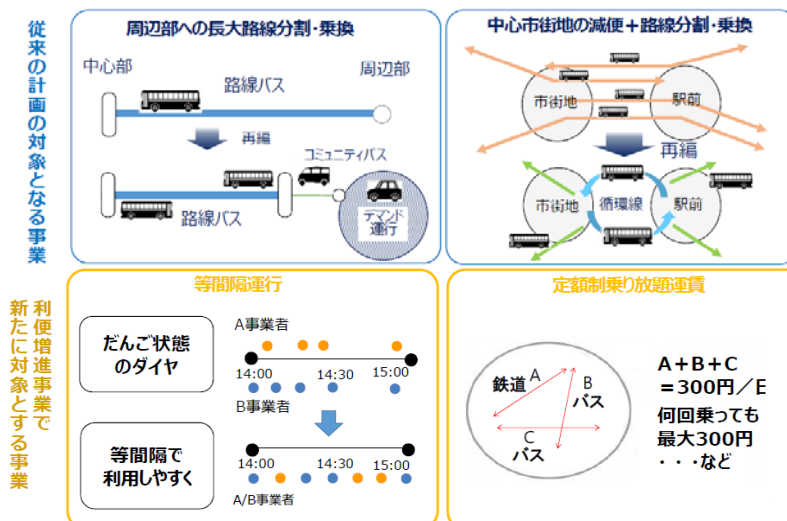
活性化再生法の改正にあわせ、独占禁止法特例法が施行

乗合バス事業は、地方の基盤事業でありインフラであることから、上記のダイヤ調整等が可能となるよう独占禁止法の適用を除外

⇒ 複数事業者間における共同経営が可能となった。（10年の時限立法）

要件：共同経営計画を国土交通省へ提出、認可を受けた上で事業者間で協定を締結

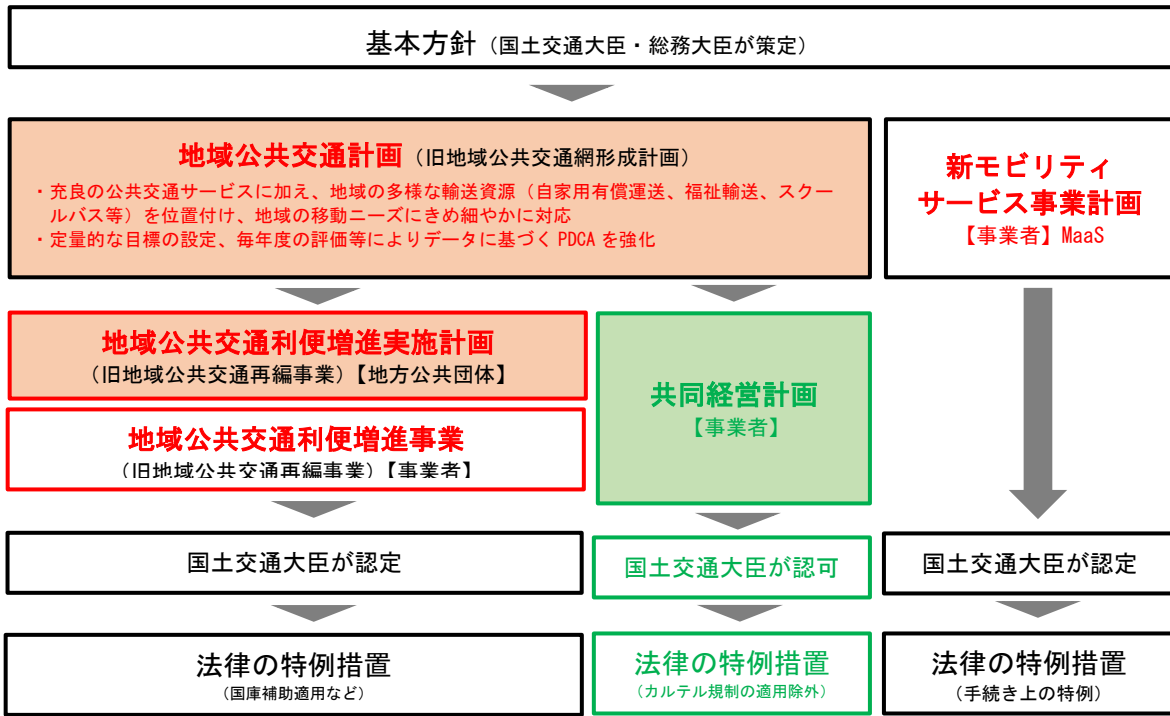
再編実施計画と利便増進実施計画の差異（イメージ）



利便増進事業で新たに対象とする事業

独占禁止法におけるカルテルにあたるため、これまで複数事業者間におけるダイヤ調整や運賃プールは認められなかった。

<体 系>



網掛け：R3 年度策定予定

2 本市地域公共交通計画の策定方針について

本市の現状・特徴

- 策定済の網形成計画に基づく再編実施に着手しており、R3 から順次再編を実施していく段階
- 新型コロナで減少した利用者を少しでも早く回復させるため、早急に施策を実施していく必要性
- 市内を 6 社のバス事業者が運行する都市 (全国で 1 %) であり、事業者連携の必要性

策定の考え方・主な更新内容

○ 原則策定済みの網形成計画をベースとし、各施策について現状にあわせて一部修正する形で「前橋市地域公共交通計画」として策定

○ 共同経営や複数事業者間の連携による利便増進施策を強化

- ① 施策「都心幹線の設定」について、6 社による共同経営手法の活用を追記 等間隔運行の実施
- ② 施策「分かりやすい情報案内」を強化 (重点事業化) 事業者が連携した統一ルール化など
- ③ 施策「新技術を活用した交通環境の高度化」を追加 MaaS、自動運転技術、AI の活用
- ④ 新型コロナウイルスの影響による利用者減少について、現状分析に追加 ⇒ 目標値に考慮
- ⑤ 目標について、標準指標として示されている「公共交通の利用者数」「収支率」「公的資金投入額」について追加で設定